

生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）における 研究費の不正使用等防止計画 〔令和8年度具体的対応策〕

(令和3年4月1日策定)
(令和4年4月1日改正)
(令和5年4月1日改正)
(令和6年4月1日改正)
(令和7年4月1日改正)
(令和8年4月1日改正)

はじめに

生物系特定産業技術研究支援センター（以下「BRAIN」という。）は、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）第3章及び第4章並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）（以下、この二つを総称して「両ガイドライン」という。）に基づき、「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（19生研東第18号平成19年4月26日）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づくモニタリング等実施要領」（3生セ第1006002号令和4年1月7日）等を定め、研究費の不正使用等を防止するための措置を実施している。

これを踏まえ、以下のとおり、研究費の不正使用等防止計画（以下、「防止計画」という。）を改正する。

〈I〉責任体系の明確化

1. 責任者【所長】

BRAINにおける委託研究に係る研究費の不正使用等の防止について、事務を統括する。

〔役割〕

防止計画を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2. 副責任者【研究管理部長】

責任者を補佐し、研究費の不正使用等防止対策（以下、「防止対策」という。）の実施等、研究費の不正使用等の防止について実質的な責任を負う。

〔役割〕

両ガイドライン及び防止計画に基づき、具体的な防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、改善策を検討し、責任者に報告する。

3. 防止計画推進部署【研究管理部研究管理課】

不正使用等を防止するため、両ガイドラインに基づいた取組を行うとともに、防止計画に定められた対策を推進する。

併せて、BRAINにおける不正使用等防止に関する取組について、委託先に対し、積極的に情報発信する。

〈Ⅱ〉不正使用等防止対策の強化

BRAIN は、令和 3 年 4 月 1 日の農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に伴い不正使用等防止対策を抜本的に強化するとともに、新型コロナウイルス感染症にも対応した調査方法の導入や、他の配分機関とも連携した注意喚起の取組を行ってきた。令和 4 年度には、予算の増額等を踏まえた調査業務の効率化に向け調査の一体化に着手し、令和 5 年度は、経理調査とモニタリング調査の一体化及び調査対象抽出基準の作成により効率的かつ効果的な現状把握と注意喚起を進める等、不正使用等防止対策の強化を推進し、令和 6 年度は、研究費の管理・監査体制の改善の遅れている委託先の体制整備に資するよう、各種ひな形（計画等の作成例）を追加作成し公表するとともに委託先の要求等により個別説明会を試行的に実施し、令和 7 年度は、個別説明会を実施するとともに、研究費の適正使用確保のための研究実施年度当初からの取組強化を実施し、併せてその実効性の検証等を実施した。

令和 8 年度は、研究費の適正使用確保のため、研究実施年度当初からの取組強化を委託業務研究実施要領で明確化し、本格的に実施するとともに、引き続き実効性の検証等を行う。

1. ガバナンスの強化

- 全ての委託先に対し、運営・管理・監査体制の定期的なチェックと報告を指示する。
- 調査対象抽出基準により、リスクの高い委託先を抽出し、内部の相互監視が確実に機能するよう、書面調査、面接調査、現地調査（以下「モニタリング調査」という。）及び指導を実施する。
- 研究費の管理・監査体制の改善の遅れている委託先の体制整備に資するよう個別説明会を実施する。

2. 意識改革

- 研究費の不正使用等の防止に向けた所長メッセージを事業の公募要領及び契約締結の際の文書に添付し、委託先に明示する。
- 研究倫理教育のための研修会資料・研修用ビデオを作成し、web に掲載するとともに、研究倫理教材による e ラーニングの委託先での実施を義務化する。
- 公募への参加要件として、研究代表者に対し研修用ビデオの視聴を義務付けるとともに、契約締結の要件として、参加する研究者が e ラーニングを受講した旨の誓約書の提出を義務化する。
- 経理処理の原則や告発等の受付窓口、不正使用の防止を様々な手段で周知する。
- 新規契約の委託先を対象に、経理・事務に関する説明会を開催。企業等の要望に応じた出前研修会を実施する。
- 説明会等で、抜き打ち調査の実施等を繰り返し紹介し、抑止効果を上げる。
- 他の F A と連携し、不正防止のための注意喚起と意識醸成となる取組を実施する。

3. 不正防止システムの強化

- 経理調査とモニタリング調査の一体化により委託先の不正対応の状況に応じた調査、指導を進める。併せて、調査において公認会計士を活用し、調査の質を向上する。
- 全件、経費執行状況をチェックリストで確認する。
- 調査の結果から研究費の管理・監査体制に改善を要する委託先を対象に必要なに応じて抜き打ち調査を実施する。
- 不正発見の端緒として、研究現場や会計部署等を個別に訪問し、実務担当者にヒアリングを行う。
- 研究費の不正使用等の防止に関する要領・マニュアルを必要に応じて見直す。
- 研究費の適正使用確保のための研究実施年度当初からの取組強化を実施し、併せてその実効性の検証、課題・対策の整理等を行う。

〈Ⅲ〉不断の見直し

BRAIN は、今後も委託先における対策の取組状況を把握し、実態に即した、現実的かつ実効性のある防止対策が講じられるよう、防止計画の不断の見直しを行う。